|  |  |
| --- | --- |
| 新  **大田区コミュニティバス等検討会議設置要綱　新旧対照表** | 旧  資料１-３ |
| 大田区コミュニティバス等検討会議設置要綱  21 都 都 発 第 10910 号  平成21年7月22日区長決定  29 ま 計 発　第11891号  平成30年2月14日部長決定  （目的）  第１条　道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における交通需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、大田区コミュニティバス等検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。  （協議事項）  第２条　検討会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。  (１)　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項  (２)　バス等の旅客輸送を提供すべき地域、区間に関する事項  (３)　検討会議の運営方法その他検討会議が必要と認める事項  (４)　その他コミュニティバス等の運行に関し必要な事項  （構成）  第３条　検討会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。  (１)　区長又はその指名する者  (２)　一般乗合旅客自動車運送事業者  (３)　一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者  (４)　社団法人東京バス協会  (５)　社団法人東京乗用旅客自動車協会  (６)　住民又は利用者の代表  (７)　関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者  (８)　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体  (９)　道路管理者、都道府県警察、学識経験者、その他の検討会議が必要と認める者  （委員の任期）  第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。  ２　欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  （検討会議の運営）  第５条　検討会議に会長及び副会長を置く。  ２　会長は、学識経験者をもって充てる。  ３　会長は、検討会議を代表し、会務を総括する。  ４　副会長は、第３条に規定する委員のうちから会長が指名する。  ５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。  ６　検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。  ７　検討会議の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。  ８　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴く事ができる。  ９　やむをえない理由のため検討会議に出席する事ができない委員は、事務局の了解を得て、同一の団体又は機関に所属するものに委任することができる。  10　検討会議は原則として公開とする。ただし、大田区情報公開条例（昭和60年条例第51号）第９条第２項各号に規定する非開示情報が含まれる事項について協議する場合は、検討会議の議決により、公開しないことができる。  （謝礼）  第６条　会長に対しては、検討会議の開催ごとに、謝礼として２万2,000円を支払うものとする。  （作業部会）  第７条　検討会議は、検討会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。  ２　部会は、検討会議の委員のうち、部会長が指名する委員をもって構成する。  ３　部会の部会長は、検討会議副会長をもって充てる。  ４　部会の副部会長は、部会の委員の互選による。  ５　部会は次に掲げる事項を所掌する。  (１)　地域におけるコミュニティバスの必要性、役割等に関すること。  (２)　運行計画及び事業性の確保に関すること。  (３)　継続した利用促進事業に関すること。  ６　部会長は、必要があると認めるときは、 部会の委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。  （協議結果の取扱い）  第８条　検討会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。  （事務局）  第９条　検討会議及び部会の事務局は、まちづくり推進部都市計画課に置く。  （その他）  第10条　この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。  付　則  　この要綱は、平成21年７月22日から施行する。  　　　付　則  　この要綱は、決定の日から施行する。 | 大田区コミュニティバス等検討会議設置要綱  21 都 都 発 第 10910 号  平成21年7月22日区長決定  （目的）  第１条　道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における交通需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、大田区コミュニティバス等検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。  （協議事項）  第２条　検討会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。  （１）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項  （２）バス等の旅客輸送を提供すべき地域、区間に関する事項  （３）検討会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項  （検討会議の構成員）  第３条　検討会議の委員は、次に掲げる者とする。  （１）大田区長又はその指名する者  （２）一般乗合旅客自動車運送事業者  （３）一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者  （４）社団法人東京バス協会  （５）社団法人東京乗用旅客自動車協会  （６）住民又は利用者の代表  （７）関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者  （８）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体  （９）道路管理者、都道府県警察、学識経験者、その他の検討会議が必要と認める者  （検討会議の運営）  第４条　検討会議に会長及び副会長をおき、委員の中から互選により選任する。  ２　会長は、検討会議を代表し、会務を総括する。  ３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。  ４　検討会議の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。  ５　やむをえない理由のため検討会議に出席することができない委員は、会長の了解を得て、同一の団体又は機関に所属する者に委任することができる。  ６　検討会議は原則として公開とする。ただし、審議内容が大田区情報公開条例第９条第２項に該当する場合は、検討会議の決定により、公開しないことができる。  ７　検討会議の庶務は、大田区都市基盤整備部都市基盤管理課において処理する。  ８　コミュニティバス等に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。  （大田区コミュニティバス等に係るご相談又は通報窓口）  大田区役所　都市基盤整備部　都市基盤管理課　地域交通対策担当  連絡先　TEL　03-5744-1315　　FAX　03-5744-1527  （作業部会）  第５条　検討会議は、申請内容その他検討会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、作業部会を置くことができる。  ２　作業部会の部会長は、検討会議副会長をもって充てる。  ３　作業部会の規約は、別表のとおりとする。  （協議結果の取扱い）  第６条　検討会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。  （その他）  第７条　この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、会長が検討会議に諮り定める。  付　則　この要綱は、平成21年7月22日から施行する。 |